

第15回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和4年（2022年）10月11日（火）午後2時～午後4時

場 所：《対面形式》熊本県庁本館5階 審議会室

《オンライン形式》Zoom

出席者：※敬称略

委 員	／内田博文	九州大学名誉教授
	小野友道	熊本機能病院顧問（皮膚科） 熊本大学名誉教授
	遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表
	志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
	中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
	紫藤千子	一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士
	箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長
	大瀨賢彦	熊本地方法務局人権擁護課長
	柳田壽昭	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長
	岡 順子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長
事務局	／西村 徹	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 審議員
	手嶋義明	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐（総務・特定疾病担当）
	植田美奈希	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事
	坂口恵子	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事
	那須 豊	熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 主幹（啓発担当）
	西 章男	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 相談員

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和3年度（2021年度）の実績報告及び令和4年度（2022年度）上半期事業経過報告、下半期事業計画について
 - (2) その他

【1 開会】

（事務局（西村））

定刻となりましたので、ただいまから「第15回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。

開会にあたり、熊本県健康づくり推進課長 岡がご挨拶いたします。

(岡課長)

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会は第15回となりますが、御出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃から本県が実施しております、ハンセン病問題啓発に関しまして、御支援と御協力いただきまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、対面とオンラインによる併用ということで、この会議を開催することとなりました。前回、3月2日に開催しました、第14回委員会でいただきました普及啓発のあり方についても、御意見をもとにしまして、今年度は新型コロナウイルス感染状況も踏まえまして、休止しておりました、「菊池恵楓園で学ぶ旅」の再開や、先週、10月8日には、熊本県主催として初めて県立美術館において、金陽会の作品展の展覧会を開催するなど、積極的に今年度の取り組みを行っているところでございます。

本日は、昨年度の実績、及び今年度の取り組み状況、今後の予定も含めまして、御報告させていただきます。これからの普及啓発のあり方や、今後の取り組みについて、委員の皆様にご意見いただければと存じます。大変限られた時間ですが、本日は忌憚のない意見をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局(西村))

これから議題に入りますが、その前に、各委員の御紹介については、お配りしている委員一覧に代えさせていただきますが、今年度から新しく委員になられた方がお二人いらっしゃいますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

まず、熊本地方法務局人権擁護課長 大濱委員、お願いいたします。

(大濱委員)

皆さん、こんにちは。熊本地方法務局人権擁護課長をさせていただいております、大濱と申します。本年4月から熊本局に参りました。ハンセン病問題関係は、今後も色々な形で人権啓発したものを考えておりますので、また皆様方の御意見、御指導をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(事務局(西村))

続きまして、熊本県人権同和教育課長 柳田委員、お願いいたします。

(柳田委員)

はい。県教育委員会人権同和教育課課長の柳田でございます。本課には、以前、4年間勤務しております。また、これまで3年間、計7年間本課に勤務させていただいております。また、ハンセン病をめぐる人権に関しましては、私が学校に勤務していた頃、当時、平成15年度でしたけれども、県教育委員会でハンセン病をめぐる人権に関しての人権教育推進資料を作成しており、学校からの編集委員として、編集に携わらせていただきました。資料集の中には、ハンセン病に関して、歴史的見地から、また医学的見地から、そして、人権回復の見地からの3つのアプローチで、各学校で活用いただく指導事例を作ったところでございます。その頃から、私が勤務する学校でも、ハンセン病に関する人権について、いろいろ実践して参りましたが、本日は委員として、皆様方の

御意見を賜りまして、今後の人権教育の推進にいかして参りたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局 (西村))

それでは、ここからは委員会の議長は、委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思っております。それでは、内田委員長、よろしくお願いいたします。

【議題 1】

(内田委員長)

それでは、議題に入らせていただきます。まず、「議題 (1) 令和 3 年度の実績報告及び令和 4 年度上半期事業経過報告、下半期の県の取組について」でございます。本年度、熊本県が実施するハンセン病問題啓発事業について、また、りんどう相談支援センターの活動内容についても併せて事務局から報告をお願いします。一通り説明をいただいた後、委員の方々から御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局 (植田))

熊本県健康づくり推進課の植田です。よろしくお願いいたします。お手元の資料 1 で説明させていただきます。資料 1 は、熊本県健康づくり推進課が実施した事業の令和 3 年度実績報告と令和 4 年度の事業実施状況についてでございます。令和 3 年度の実績報告のうち、今年 3 月の会議時点で実施済みのものについては、報告させていただいておりますので、簡略化しながら説明させていただきます。

まず、1 ページの「ハンセン病問題啓発パネル展」ですが、例年 6 月 22 日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せてハンセン病問題啓発パネル展を実施しています。令和 3 年度に引き続き、令和 4 年度につきましても県庁地下通路、県庁ロビーの 2 カ所で実施しました。アンケートでは、普及啓発の効果的な方法として、テレビやラジオ番組等受動的に情報が得られるものや、県内各地におけるパネル展示等が求められていることが分かりました。パネル展と併せて、歴史資料館の紹介についても掲示しましたが、より一層、歴史資料館への誘導が出来るよう工夫した展示が出来るようにしたいと思っております。

次に 2 ページの「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」です。こちらにつきましても今年度、県立図書館と県庁ロビーでパネル展を実施しました。今年度実施の絵画展につきましては、次の 3 ページで説明いたします。

3 ページの「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」です。令和 3 年度は、「菊池恵楓園散策マップ」を制作し、教育機関、福祉関係機関、医療関係機関に配布いたしました。令和 4 年度につきましては、県立美術館にて金陽会絵画展を実施しております。コンセプトとしましては、「これまで」様々な苦難を経験されてこられたハンセン病回復者の作品に込められた想いに寄り添い、偏見・差別のない社会に向けた「これから」としてハンセン病問題について考えていきたいと思いい、「これまで→これから」と銘打ち、39 点の絵画作品を展示した作品展を実施しています。併せまして、これまで当該事業で作成した絵画パネルや金陽会絵画カレンダー、菊池恵楓園散策マップ等も掲示し、金陽会の作品を活用した啓発活動についての紹介ブースも設置しております。会期は今年 23 日

(日曜日)までとなりますので、是非、県立美術館にて作品を鑑賞いただければと思います。

続きまして4ページの「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。新型コロナウイルス感染症拡大防止に注意しながら3年ぶりの実施となりました。コロナ禍での実施ということもあり、例年のように入所者の方との交流が出来なかったり、定員を各日60名と制限したりした中での実施となりましたが、リニューアルオープンした歴史資料館の見学や、箕田園長の講話等、これまで実施してきたものとは異なる行程の中で参加者から「学校の授業や研修で知っていたつもりだったが、初めて知ることが多く勉強になった」、「実際に菊池恵楓園に来て映像や話を聞き、展示されているものを見てより理解や学びが深まった」等の声が多数あり、参加により、ハンセン病問題について深く学ぶことができたように感じました。一方で参加者からは、「入所者の方との話をして実際の声を聞きたい」、「歴史資料館や講話と併せて園内を周る等2つの手法を用いたらより効果的ではないか」等の声もございました。コロナ禍に考慮しつつ、「参加者にとってどのような手法での見学がハンセン病問題やその歴史について深く知り、考えることができるか」、模索しながら次年度に向けて、内容を検討していきたいと思えます。

6ページの「ハンセン病啓発県職員出前講座」につきましても、令和3年度に南小国町の小学校3校にて、小学生の時ハンセン病を罹った山田太郎君のお話の紙芝居や金陽会の作品を紹介し、その背景について考えてもらう取組を実施しました。今年度につきましても、12月に上天草市の小学校で同様の取組を実施予定です。次回の委員会の際、また、御報告させていただければと思います。

8ページの「ハンセン病問題啓発リーフレットの作成」です。例年、リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成し、県内の高校1年生や市町村そして市町村教育委員会に配付しております。今年度につきましても内容改定等につきましても検討し昨年度と同数を3月下旬までに配布する予定です。

9ページの「熊本県新規採用職員研修での講話」につきましても、今年度入庁した新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めていただくため、新規採用職員中期研修において講話を実施しました。次年度以降につきましても、新規採用職員向けの研修で取り上げていただくようにしていきたいと思えます。

10ページからは「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらは、りんどう相談支援センターの事業となります。一般社団法人熊本県社会福祉士会に業務を委託し、回復者及び家族の相談対応と支援を行っております。また、要望に応じて研修や講演等を実施し、正しい知識の普及を行うとともに、回復者やご家族などの講演活動等普及啓発活動への支援も行っております。平日午前9時から午後4時まで社会福祉士による相談対応を実施しております。

12ページをご覧ください。令和3年度の相談件数は、278件、うち家族補償関係は76件、実利用者数は176人となっております。主な相談内容は、家族補償制度、年金や福祉制度等となっております。また、令和4年度の相談件数は、8月末時点で82件、うち家族補償関係は57件、実利用者数は219人となっております。

前後してしまい申し訳ございませんが、11ページをご覧ください。相談以外の活動としましては、5月から7月にかけて、①県内自治体等へのあいさつ回り・意見交換、6月に②「追悼の日」式典オンライン参加、8月に③「ドキュメンタリーを観る会」の開催、9月に職員の研修として④長島愛生園の見学、来週15日に⑤医療・福祉研修会の

開催、11月に⑥朗読劇「あん」の上映会、2月に⑦相談員の研修会等講師派遣、⑧熊本市とひまわりの会会議等を予定しております。⑨茶話会につきましては対面で近距離での実施となることから、コロナ禍を考慮し、開催未定となっております。

13ページをお願いします。りんどうの活動の中から3点、概要について説明させていただきます。「ハンセン病を知ろう ドキュメンタリーを観る会」ですが、ドキュメンタリーを通してハンセン病及びハンセン病問題に対する理解を深めていただくため、りんどう相談センターが主催で8月26日金曜日に実施しました。一時感染者が増えた時期でもあり、参加者は22名となっております。より多くの方に参加いただけるよう広報を工夫していく必要があると思っております。

次に14ページをお願いします。「熊本県ハンセン病医療・福祉研修会」ですが、退所の方が、園外の医療・介護施設をより利用しやすくするための環境を構築するため、医療・福祉施設の経営者・従事者から参加者を募り、菊池恵楓園内の施設見学、ハンセン病の医学・看護・介護等に関する専門的な研修を実施しております。一昨年度からりんどう相談支援センター主催で、実施しております。今年度は10月15日の土曜日にオンラインで開催予定です。菊池恵楓園の原田学芸員や前副園長の野上先生、りんどう相談支援センターの西主任相談員や、国宗弁護士から貴重なお話をいただくこととなっております。

次に、15ページをお願いいたします。りんどう相談支援センター主催、「朗読劇「あん」の上映会」です。広く一般の方を対象に、ハンセン病及びハンセン病問題に対する理解を深め、人が生きることの意味を考えていただく機会となることを目的として昨年度の講演会「～誰にも生まれてきた意味がある～」でオンデマンド配信した朗読劇「あん」を上映します。また、その後、作中でハンセン病回復者である主人公の徳江さんがどら焼きのあんを作っていることを踏まえ、上映後は「あんこ」の研修会を通して主人公の想いに触れるという取組も実施します。りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、センターの西主任相談員から御説明があります。

最後に、16ページの「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。1つ目「ふるさと訪問事業」は、過去、国が行った強制隔離政策に県も協力したことによる反省から、県内外のハンセン病療養所の入所者の方を県内各地にご案内しております。令和4年度につきましては、6月に各施設への意向調査を行ったところ菊池恵楓園、駿河療養所から参加意向があったところですが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。次年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら意向調査を行い、各療養所と調整を図っていきたいと思っております。

2つ目の「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ熊本県の特産品をお送りするものです。令和4年度につきましても同様に12月に送付予定です。

3つ目の「県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付」は、今年度同様、令和4年度につきましても星塚敬愛園に配布しております。

続きまして、りんどう相談支援センターの取り組みとして、西主任相談員、お願いいたします。

(事務局（りんどう相談支援センター）)

お世話になっております。りんどう相談支援センターの西です。よろしくお願いま

す。先ほどの県からの説明の中で11ページの県内自治体等あいさつ回りについては、毎年試みており、昨年度は感染状況が悪化している中で全自治体等へ行けませんでした。今年初めて全ての市町村、教育委員会、そして社会福祉協議会に一通り行くことができました。11ページに記載がありますが、そこでの自治体等からの意見としましては、「研修会の講師を派遣したい」、「講座を依頼したい」との事で、かなり積極的に耳を傾けていただいた印象があります。その中で、中さんのDVDについて教育委員会で視聴したいという話もありましたが、このDVDに関しては、視聴用にどう制作していくか検討しているところなので、もう少しこの視聴材料についてはりんどうで精査していくという形になっています。実際に、直接学校から中さんへ講師依頼等があった際、対応出来なかったケースもあったそうです。そういう対応にも、満遍なく対応できるよう、これから調整していきたいと思えます。

11ページの下④に記載がございますが、初めて長島愛生園に見学に行くことができました。恵楓園のイメージで平坦で歩きやすい道を想定していましたが、長島愛生園は坂道があり、歩くのが大変な場所でした。場所が違うこと、そして、呂久光明園と並んでいるところでの、それぞれの療養所の特徴も含めて、学ぶことが出来ました。何よりも人間回復の橋という、1988年に出来た呂久長島大橋を実際見て、物理的な隔離も含めての隔離があったということの重大さを学ぶことができました。

12ページの相談件数ですが、若干令和3年の相談件数と令和4年の相談件数が異なっています。これは、実際に相談があって、そのことに関して療養所に協力をお願いするといった個別相談の連携というのを今年度は外していることもありまして、個別相談件数は4月で言うと14件、5月は10件と昨年度と若干乖離するような、カウントとなっています。

そして、13ページからの啓発活動に関しては、今年度はコロナ禍の中でいくつか実施できる方向になっています。8月26日に行った、ドキュメンタリーを観る会につきましては、参加人数は少なかったですが、アンケートにおいて色々な意見や、観て良かった等の意見をいただいております。

そして、14ページの熊本県ハンセン病医療・福祉協議会に関しては、実施場所等で熊本市国際交流会館と記載がございますが、会場のオンラインの環境が脆弱であった為、ハイブリッドでの研修を予定しておりましたが、オンライン研修のみという形に変更させていただいておりますので、その点の修正をよろしくお願ひします。今後は、りんどう相談支援センターの相談員が少しずつ勉強をしていき、色々な場所で啓発の話が出来るような準備を今年度中にしながら、なるべく出て行くと言いますか、アウトリーチしていくという、そのような活動ができるように準備をしながら、来年度に向けていきたいと考えております。

16ページの次にあります、りんどう支援センターの相談支援の概要というところをご覧ください。家族補償が最も中心になりますが、その中の具体的な内容についていくつか紹介させていただいております。また、退所者給与金のことについてのお問い合わせや、啓発、その点についてのお話も実施しています。重複しますが、今後の活動内容というところも次のページに書いていますので、ご覧いただければと思います。以上です。

(事務局(坂口))

こんにちは。人権同和教育課の坂口でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

資料2を御覧ください。本課が実施した事業等の令和3年度実績報告と令和4年度事業計画及び実施状況について御説明いたします。

まず、「教職員のための菊池恵楓園現地研修」についてです。この事業は、菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者及びその家族の人権について基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的な指導力を高めることを目的に実施しております。本研修は、平成27年度から平成29年度の3年間、若手教職員を対象に計画、実施しました。その後、平成30年度から令和3年度の4ヵ年で計画実施予定でしたが、令和2年度は延期し、令和4年度までの計画としました。しかし、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため人数を半数にしたため、令和5年度までとして計画を延長しているところでございます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、菊池恵楓園と連携して、オンデマンドによる研修を実施いたしました。令和3年8月2日から27日まで配信期間を設けて、令和3年度該当校の教職員299人が受講いたしました。受講者が増えた理由としましては、オンデマンドの配信によって、該当校の教職員が複数参加したためです。研修内容は、県教育委員会作成のデジタル研修資料「ハンセン病回復者及びその家族の人権」、菊池恵楓園入所者自治会啓発DVD見学映像「恵楓園の歴史を歩く」及び志村委員が講話されているDVD「ハンセン病問題の歴史と私の体験」の視聴です。今年度は、歴史資料館がリニューアルオープンされたということで、是非歴史資料館の見学を行いたいと思い、歴史資料館の入館の上限人数である30人に合わせて予定していた参加者115人を半数の58人にして、さらにその58人を2グループに分けて実施したところです。また、講演を紫藤委員にお願いし、合志市総合センターヴィーブルにて実施いたしました。歴史資料館見学においても、講話においても、参加者の胸を打つものとなりました。アンケートには、資料にも付けておりますように、研修を深めていきたい、子供たちへ伝えたいという想いがあふれておりました。感想を載せておりますので御覧いただければと思います。

続きまして、「ハンセン病回復者及びその家族の人権に関する校内研修の推進」についてです。この取組みは人権の意義や内容、重要性及び「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に係る教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的な指導力を高める研修の推進に向けた資料の提供及び指導主事の派遣を通して、校内研修の推進を図るものです。令和3年度の実績として4点報告します。1点目は、デジタル研修資料を改定し、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」を配信しております。資料には、令和4年1月31日の視聴回数を掲載しておりますが、2月28日現在では11,947回となっております。2点目は、県作成のリーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を周知しております。3点目は、パンフレット「ハンセン病の向こう側」、啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」を周知しております。4点目は、市町村教育委員会主催研修及び県立学校の校内研修への指導主事派遣による支援を実施しております。2つの市町村と13の県立学校に指導主事を派遣しております。また、県教育委員会では各学校における校内研修の実施状況を把握するために、校内研修報告書を各学校から提出していただいております。校内研修報告書から、2つの取組みを紹介します。菊池恵楓園の箕田園長に講話をいただき、意見交流を行い、9ヵ年を通じたハンセン病問題の学習に向けて、全職員で確認することができた。デジタル研修資料「ハンセン病回復者及びその家族の人権」の視聴後、偏見や差別をなくしていくために、私たちができる取組みなどについて協議し、共通理解をしたというものです。令和4年度にお

きましても、同様の取組みを計画しておりますが、本課のホームページにデジタル研修資料を掲載し、加えて、KABのハンセン病関連映像資料も5本掲載いたしました。デジタル研修資料、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」の再生回数は、10月7日時点で12,437回と、2月末の調査から463回増加しているところでございます。KABハンセン病関連映像資料については、6月15日に掲載してから、10月7日時点で、それぞれ50回ほど視聴されているところです。

最後に、学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会についてです。この取組みは、教育関係者を対象に「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に関する理解と認識を深めることを目的に実施しております。令和3年度の実績として3点報告します。

1点目が校長人権教育推進会議です。熊本市立の学校を除く公立学校の校長と県立学校の人権教育主任を対象に行政説明及び講演をオンデマンド配信いたしました。今回、委員長の内田先生に、「新型コロナウイルス感染症に関わる人権～ハンセン病問題の教訓を生かす～」を演題に御講演いただきました。ありがとうございました。

2点目は、教職員研修です。副校長、教頭、新任教頭・事務長、人権教育主任を対象とした役職に応じた研修、教職経験年数に応じた経験者研修において、行政説明を行っています。

3点目は、社会教育関係者研修です。市町村行政担当者、社会教育主事、青少年施設職員、地域人権教育指導員を対象に行政説明を行っています。令和4年度におきましても、同様の取組みを計画、実施しております。なお、菊池管内におきましては、教頭を対象にした人権教育フォーラムにおいて、「ハンセン病回復者とその家族の人権」について研修が行われました。中学校区ごとに協議を行い、研修や学習内容について話し合われました。小中で、系統立てて学習できるようにお願いをしたところです。また、人権教育行政担当者研修会において、6月8日に中委員に御講演いただきました。ありがとうございました。加えて、9月21日に行われました、教育庁人権教育推進会議幹事会において、紫藤委員に御講演いただきました。「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に関する理解と認識を深める会となりました。ありがとうございました。以上でございます。

（事務局（那須））

人権同和政策課でございます。資料3をご覧くださいませでしょうか。この資料に沿ってご説明いたします。まず、事業名、「人権啓発Web講座」とありますが、これについてご説明いたします。この事業は、県の人権教育啓発基本計画で重要課題として位置付けている人権課題をテーマとし、各分野における講師の先生による講演の動画をオンライン配信するもので、現在トータルで15講座ございます。そして、この資料の中の点線の枠囲みの通り、「ハンセン病回復者として伝えたいこと」というテーマで中先生に、また、「新型コロナウイルス感染症と人権～ハンセン病問題と自身の経験から～」というテーマで小野先生にそれぞれご講演いただいた講座を配信したものでございます。昨年度の実績としましては、全15講座の視聴回数が8,089回であり、これは令和2年度の1,832回に比べて4倍以上伸びております。これは新型コロナの影響で、集合型研修の開催が難しい中、個別で研修を受講できる、いつでもどこでも受講出来る利便性の良さが回数の増加に繋がっていると思われまます。このうち、資料にございませよう

に、中先生のご講座に233回、小野先生のご講座に494回、視聴されているものでございます。令和4年度の実績でございますが、資料には、8月末時点のものを掲載していますが、直近のちょうど9月末の実績のもので、全15講座で4,078回となっております。このうち、中先生のご講座が76回、小野先生のご講座が1,022回となっており、特に小野先生のご講座は県内の大きな組織において、職員全員の人権研修として、この動画を視聴するというお話を伺っております。次に、資料をおめくりいただけますでしょうか。「研修支援（登録講師派遣事業）」についてご説明させていただきます。この事業は、同じく県の基本計画の重要課題について、各分野の先生に県の講師として登録をしていただく形で、企業や団体、学校が、それぞれのところで人権研修を行いたいという場合に、先生にその場に行っていただいて、講演をしていただく制度でございます。この事業につきましても、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」について中先生に、「感染症をめぐる人権」について小野先生、さらに、今日、直接この資料には記載しておりませんが、箕田先生、それから紫藤先生にも講師をお引き受けいただいているところでございます。昨年度の実績でございますが、全34講座で、派遣回数が34回、受講者数は3,560人です。このうち、中先生の講演は110人の方が聴講され、また小野先生の講演も104人の方が聴講されています。令和4年度につきましては、中先生について、有明小学校での人権学習会が1回行われました。現時点で11月までの予定を含めて計4回、ご講演いただくことになっております。中先生には明日もお忙しい中、ご講演をいただく予定で、よろしく願いいたします。次のページに受講者の方の感想を記載しておりますが、たくさん感想の中からいくつかピックアップいたしますと、例えば、「先生の実体験に基づくお話を先生自身の言葉で聞いたのが良かったです」とか、「差別に負けない」、「差別をなくしていきたいという強い信念に感銘を受けた」と。さらに、「今後の教育や人生において大事なことを改めて考え直す時間になった」というようなご意見をいただいております。ありがとうございました。

最後になりますが、資料には掲載しておりませんが、何点かお礼を兼ねて、少しこの場をお借りして申し上げたいと思います。まず1つ目が、当課が人権情報誌として、ココロ通信という人権情報紙を年3回、合計2万部発行しております。今年8月に発行したもので、第50号の表紙に菊池恵楓園の歴史資料館の写真を掲載させていただきました。記事としても「ハンセン病回復者及びその家族の人権」に関する記事を健康づくり推進課さんのご協力もいただきまして、掲載することが出来ました。恵楓園の職員の皆様にも大変快くご協力いただきまして、改めてこの場で感謝を申し上げます。ありがとうございました。2点目が当課職員も「恵楓園で学ぶ旅」に全員が参加させていただきました。歴史資料館や、貴重な展示物の見学、箕田園長先生のお話等、大変勉強になりました。ありがとうございました。あと、最後に今ちょうど開催中で先ほどお話もありました県立美術館での絵画展、当課の職員も何人か拝見させていただきました。どれも作品を描いた方の想いと言いますか、吸い込まれるような感じの作品ばかりであったというふうに印象を持っております。これからも人権啓発について、皆様、先生方や関係者の皆さんのお力添えをいただきながら進めて参りたいと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは、ハンセン病問題について、委員各々の立場から御意見を申し上げます。

(志村委員)

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書の4ページ(4)「マスコミに対する提案」があります。この中で、アイスターホテルの宿泊拒否がありました。マスコミが「ホテルは謝罪。それに対して、自治会は、拒否」ということで報道しました。しかし、中身は「こんなにたくさんの方にお集まりいただいて、申し訳ありません。」という話でした。私もまだその時は、参入して間もない時期でした。その時、自治会からは、50～60人が、やすらぎ会館に参加しておりました。ホールの中には、熊本県内のマスコミ各社がカメラの行列を引き連れていました。そのような中で、「こんな大騒ぎになって申し訳ありません」と言ったのです。自治会から「宿泊拒否について、あなた方どう説明しますか。」ということをやったら「宿泊を拒否するというのは当然です。」そう言ったのです。それで、館内は騒然となりました。

そのことも含めて、マスコミが、こういった差別事象について書く場合に、できるだけ、センセーショナルにということがあるかもしれない。

しかし、実態は全く変わらない。変わらないどころか、アイスターのホームページには、年が明けて、3月いっぱい、アイスターとハンセン病回復者の双方に対し、熊本県がしっかり啓発をやらなかった。そのために、被害者が加害者でありながら被害者であるという論法がありました。そういうことですので、マスコミというのは、しっかり物事の本質を見極めてからやってもらいたい。

そうでないと、みなさんご存じのように、1冊の本になるような滅茶苦茶な抗議が入りました。たまたま私の場合は、新聞社の記者が、「どう思いますか。」と聞かれた際、原告団の団長、志村ということで私が少し話をしたのですが、しばらくすると園にもものすごい勢いで文句を言ってくる人がいる。「志村を出せ。」と。電話交換から「志村さんどうしますか。相手は、アルコールが入っているようです。」と。こちらは尻尾を振って逃げるといふことはしたくないので、話を随分聞きました。これは、もう相手も疲れたので、「もういいだろう。それから俺の言うことを聞け。」ということで話をしました。そうしたら、「私が間違っていました。以後、もう一切、この問題については、発言はしませんからご勘弁ください。」そういう話でした。

このようにマスコミの報道は、センセーショナルに取り上げるのではなくて、物事の本質に沿った報道がなされないといけない。今副会長をやっております当時の会長の太田さんが疲れ果てたということで、そのあとを継いで、私が副会長に就任しました。

この問題については、私は、マスコミはもう少し内容に基づいた書き方をしていると罵詈雑言はなかったのではないかと思います。その鬱憤が、どこかに少し書いていただければありがたいと思います。

(内田委員長)

ありがとうございました。他にも御意見を頂戴できればと思いますのでよろしく願いいたします。

(中委員)

熊本県の「ハンセン病を正しく理解しましょう」というリーフレットの中に、当時の熊本日日新聞の当時の社会部記者が、ホテルの宿泊事件について、本質を書いたものがあります。それを一部持ってきてもらえませんか。それを読んでみて、宿泊事件の内容についても10年以上になりますから忘れていています。ですからこの記事を読んで、それから、この問題を色々考えてみた方が良いと思います。「菊池恵楓園に被害者に心ない言葉…なぜ」という見だしで、書いています。

『菊池恵楓園（菊池郡合志町）入所者の宿泊を拒否した阿蘇郡南小国町のホテルの総支配人が20日、謝罪のため同園を訪れたが、同園入所者自治会は謝罪文の受け取りを拒否した。その後、自治会には、この拒否に抗議する多数の電話が寄せられた。中には「賠償金目当てか」「暴力団のようだ」との言葉もあったというが、明らかに自治会の真意が誤解されていると思う。

一本のテープがある。事件が発覚する前日の17日、自治会役員がホテルを訪問し、総支配人から拒否の事情を聞いたときのやりとりが収められている。役員の1人が、テーブルの上にレコーダーを置き録音した。

このテープを聞くと、総支配人は、「自分には一般的なハンセン病の知識はある。拒否は本社の方針でもある。今後とも拒否する。どう受け取られようと異論はない」と言い切っている。

ところが、謝罪では一転して、「拒否は無知だった私個人の判断の間違い」と述べ、かえって、入所者側の不信感を呼んだ。

特に、自治会が重視したのは、「個人の判断」と述べたことだ。自治会からは、「あなたは本社を守るために、とかげのしっぽ切りに甘んじようとしているのではないか」との声も出た。

自治会が総支配人の謝罪文、受け取りを拒否したのは「このまま受け取れば、総支配人個人の責任となって終わってしまう」と判断したからだ。自治会は本社の責任者が、恵楓園を訪れるよう要請したが、今に至るまで連絡はない。

報道では、総支配人の謝罪の状況が、断片的にしか伝えられず、総支配人がつるし上げられているような誤解を生んだ側面もあるだろう。

そのことについては反省した上で、抗議の電話寄せた人たちに聞きたい。平均年齢75歳の恵楓園入所者。今回の事件では、全くの被害者であるお年寄りたちに、なぜ心ない言葉を浴びせるのか。

県内には理解ある人たちが多数を占めていることを信じている。どうか恵楓園入所者に励ましの言葉こそ届けてほしい。(報道部 泉潤)』

熊本日日新聞2003年(平成15年)11月23日付け

今、読み上げてもらったのは、当時の熊本日日新聞のこの問題に対する記事です。これが宿泊拒否事件の真相です。

この事件は私が恵楓園を退所して1年半ぐらいの時でした。このテレビニュースを見て、私も誤解をしました。テレビの報道によると、どこのテレビ局も小国町のアイレディース宮殿ホテル女性の総支配人が、菊池恵楓園に宿泊拒否したことに對して謝罪に行

った。ところが、恵楓園の自治会が、謝罪拒否をした。そういった内容にしか受け取れないようなニュースです。ニュースは、いっぱいありますから、その中の宿泊拒否事件をちょっと入れているわけですけど、何秒間ぐらいです。

テレビを見ていたものとして、私もびっくりしました。これはもう大変な問題になるなということを直感で感じました。その日は、私は寝られなくて、早く新聞が見たいと思いました。私は熊本日日新聞をとっていますので、新聞が朝5時前に来るまで、寝ずに待っていました。ところが新聞を読んだら、これが真相だったのかということで、新聞記事を見て、宿泊拒否事件の問題で、菊池恵楓園の自治会が、ホテル側の謝罪を拒否したという真相が、私も理解できて、これなら自治会は謝罪拒否したのは当然であるというように私は感じました。

報道のあり方、新聞社は記事で、字数をたくさん使って、事件の本質を伝えていますので理解できるのだけど、テレビの場合は、どうしても数あるその日のニュースの中の一部で時間を使って報道できない。そういう事情もあって、断片的にそのインパクトの強い、「謝罪拒否」という見出しのような報道をされたのではないかと私は感じています。

(遠藤委員)

宿泊拒否事件については、無らい県運動検証会議で私が担当していました。ただ、私は、肝心の執筆の際に体調がかなり悪くなりまして、最後、内田先生にお助け頂いたのですが、その時に色々調べました。いま、中さんがおっしゃったことも、いわゆるトカゲのしっぽ切りとしては、たしかに真相にまちがいないのですけれども、志村さんが言われたように、謝罪の中身は世間を騒がせたという趣旨の謝罪で、宿泊拒否をしたということについての明確な謝罪にはなっていませんでした。県庁の担当者の方がお二人、アイスターの本社に行かれ話をされたときに、アイスターはそもそも熊本県の啓発に問題がある。私たちは被害者であって自分たちには責任がないとはっきり返答したそうです。そういう意味では、そこでの謝罪には、ただ言葉だけの謝罪でしかなく、実際に本当に人権侵害をしたという意味での反省は、そこにはなかったと思います。

そういう意味では、日本ではこのハンセン病問題だけではなく、政治家、経済人も含めて、何か色々な不始末を起こした時に世間を騒がせたという謝罪の仕方をして、問題に向き合って謝罪をするということがなかなかない。そこが、一番の本質の問題だったと思っています。

ここで申し上げたいことは、日本では「人権」という言葉がよく使われるのですけれども、人権という言葉が日本の考え方のなかに定着していない。言葉だけが平気で語られていて、そこに内実がないという意味で、全部繋がっているような気がする。そこがむしろハンセン病問題から、我々が何を学ぶのか。ハンセン病問題を自分の問題として、何を考えるかということを考えないと、問題意識を間違えると思っています。

(小野委員)

やっぱり10年経ってもこういう問題が解決できていないと思います。今度のコロナの報道で私が考えるのは、その時に県、あるいは恵楓園の自治会が、きちんとしたプレスリリースとしての記事を残しておくかどうかというのが大切ではないかなと思っています。私はこういう主張をしたいということを、やっぱり記者の集まる前にプレスリリースとして、活字体として作成しておく必要があると思っています。志村さんいかがで

したでしょうか。

(志村委員)

人権という問題が定義されましたけれど、当時の潮谷知事が法務局に対して、「これは人権侵害ではないか」ということを発信された。法務局は「人権という規定はございません。何か問われるとすれば、旅館業法違反だ」ということで、あのような形になりました。

そのことをマスコミは、日本の国として、確認を怠ったためにコロナに対して、コロナにかかった人だけではなくて、家族やコロナの患者さんを受け入れた病院、勤務している看護師さんの子供を保育園で別扱いにした。こういうことで、今日は法務局も来られているので、これをなんとか人権とは何かということを追求していただかないと今後も新しい疾病に対しての差別が起こる。

今日は教育庁も来ていますが、私の家内は、亡くなって17年になります。家内は、兄がハンセン病で恵楓園に入りました。家内はそろばんの競技大会で、個人と団体に優勝した。その報告を親に早くしたいと思っていたけれども「学校に寄りなさい」ということで、無理に学校に連れて行かれ、その先でハンセン病の診断をされた。ハンセン病の根深さは市民学会でも報告がありました。学校の先生方が、先頭になって、「あなたは病気だから、ハンセン病だから学校には明日から来なくていい。」そして、その人が使っていた、机を昼間にみんなが見ている前で燃やす。そういうことを大分県ではやった。教育というものが、人権に対する配慮というのが、いかに欠けているか。この間、自殺した方の問題が、ある程度、解決されたということが報告されました。

なぜ、教育現場というものが、差別の現場となってきたか。本当に学校というのは、怖いところだと思っている。そういう意味では、今まで、熊本県は、新任教師の方を恵楓園へ派遣されています。それは大変良いことだと思います。恵楓園をご覧になって、子どもたちに、真実を教えていってほしいということをお願いしたい。

(遠藤委員)

小野先生が先ほど言われた件は、無らい県運動検証会議の報告書の中では、触れている問題なので、それがどこまで定着しているかということですよ。

私の経験だと、アイスターがホテルを辞めるということになって、ホテルで働いていた従業員の方を解雇しました。その時の裁判のお手伝いをしたのですが、その時に私が条件をつけたのは、この事件を単なる雇用問題として、訴訟をするのなら引き受けない。そうではなくて、皆さんは恵楓園の人たちの宿泊を拒否した側に回ったのだから、まず恵楓園の中に行って、実際にハンセン病問題を勉強してきてほしい。そのことを通して、自分たちがなぜ解雇されるという問題が起きたのかということを読んでいただき、単なる雇用問題だと片付けて欲しくないということを申し上げました。実際に、アイスターから解雇された方たちは恵楓園に行きました。

僕の記憶で特に嬉しかったのは、そのあと、台湾と韓国で戦前に日本が強制隔離をした療養所に収容されていた入所者が提起して東京地裁で行われた訴訟のときに、あの方たちが東京に行って支援活動をしてくれたことでした。そういう形で自分の問題として取り組んで下さって、この解雇問題を解決していったのでとても良かったと思いました。

先ほど言われたように、あの時の経験を今日まで引き続いて我々の財産にしていくこ

とが必要です。今度の感染症問題、コロナ禍の宿泊施設の宿泊問題でも、基本的にそのことが生かされない可能性があるのではないかと。全国的にもそうですけれど、熊本県にとってみれば、これは大きな学ぶ材料になるはずですよ。

あの時、アイスターの方が「熊本県のせいだ。」と平気で言い放ち、一方で、潮谷知事は、熊本地方検察局まで出向き一般的な宿泊拒否という問題としてしか扱われなくて旅館業法違反で罰金2万円ではアイスターで起きた人権差別の問題に全く太刀打ちできないと訴えられたはずですよ。だから潮谷知事は、「差別問題が旅館業法でもまったく対応できないということの無力さを感じる」とまで発言されたのです。だからこそこの問題もしっかりと教訓として残しておく必要があるということをお改めて実感します。

感染症問題というのは、この新型コロナにかかわらず、これから次々と起きてくるでしょうから、宿泊拒否事件というのは、とても大事な教訓だと思います。

(内田委員長)

宿泊拒否に関しては、二つの問題があります。一つは宿泊拒否自体の問題。もう一つは、宿泊拒否の報道等に関わって恵楓園、自治会に寄せられた誹謗中傷文書の問題だと思います。

後者の誹謗中傷文書の問題については、自治会などが統一交渉の場で、国に対して対処を求められたにもかかわらず、国としては、特段の対応をしなかった。例えば、人権侵犯事件として立件して、調査をするというようなこともしなければいけない。また、誹謗中傷文書を詳しく分析して、どういうふうな偏見・差別が、今回明らかになったのか。それをなくすためには、どういう教育をするか。このようなことについて、国が具体的に分析して、それを生かしていくことをされなかった。こういう問題が、後者の誹謗中傷の文書についてはあるのだと思います。

その背景には、誹謗中傷文書というものを非常に厳しい差別・偏見を表しているものだというふうにとらえられているという危機感、そういうものが欠けていた。十分でなかったということが教訓としてあると思っています。宿泊拒否自体も、先ほど遠藤委員がおっしゃったように、旅館業法違反ぐらいでしか対応できなかった。こういう問題があって、それをどうしていくかということも課題として残っています。より深刻な問題である誹謗中傷文書についての対応が、極めて不足していたということではないかと思っています。

その他、御発言いただければと思います。

(遠藤委員)

私の問題意識は、ハンセン病問題を先生も生徒も学習することによって、そこから、どういう学びができていくかだと思います。どういう学びができていくかというのは、それを学んだことによって、自分が変わったかということです。基本的に頭で、知識を得るのではなく、何か自分の生き方、考え方が変わらなないと、本当の意味での学びにはならないかなと思います。

そういう意味では、前回のこの会議でも話したのですが、ハンセン病問題を学んで終わってしまうのでは、自分の学びに帰ってこない。例えば、隔離の壁を見て、ハンセン病の隔離された方々がどれぐらい厳しい環境になったかを学ぶのではなくて、それを学んだことによって自分が何を考えたかということがとても大事で、そこをうまく変えていかないと、先ほど、志村さんも言われたように、学校現場で、いじめ、差別

という問題がなかなか解決しない問題とリンクのしようがない。なぜ、いじめ、差別という問題が減りもしないで、現に学校も真正面から対応できていない中で深刻な状況が起きているのか。そのことと、この学びがどこかでうまく繋がっていかないと意味がない。

前回、お話ししたのは、中さん、太田さんが、長島愛生園にある邑久高校新良田教室で、先生たちにどんな目にあっただかということを経験としてお持ちなので、自分がその教師としてその場に立ったら、どういうふうに対応したかどうかと、自分をそこに置いてみて、自分はその時に差別する側に回ったか、回らなかったかという、真剣な問いを自分に発してみる。そういう形の模擬的な経験をやってみる。そのようなことをやってみると、初めてその学びが、自分に突きつけられてくる。そのような学びの仕方をしてみると、学びの仕方がまったく変わるのではないかと思います。

あとは、新良田教室の経験を持っていらっしゃる方が、次第に亡くなられていってしまう可能性があります。今なら、熊本では、中さんも太田さんもまた杉野桂子さんも、新良田教室の出身者ですし、今ならまだ間に合います。そういう形で教育委員会としても検討して頂ければと思います。

(柳田委員)

遠藤委員ありがとうございました。ハンセン病問題啓発推進委員会の報告書にも出されていますように、「実践行動のできる人権教育の推進」ということは、本課でも大事にしてきているところでございます。特に、今年度は、各学校の児童生徒の育成にあたっては、単なる知的理解に終わらないで、学校生活、日常生活、あるいは家庭生活という地域社会で、何かおかしいことに気付いたときに、ちゃんとものが言える、あるいは行動できる。そのような児童生徒の育成を目指して、各学校に指導資料を作成して配布したところです。年度当初の各種研修会を始め、各学校の先生方には、指導資料の活用例を踏まえながら、指導をしてきたところでございます。

ハンセン病に関する学習については、これまでも各学校で行われてきたところですが、ハンセン病の歴史、あるいは症状、そういったことを学習するだけではなくて、しっかりと差別されてきた方々の痛みを知って、自分に置き換えて、自分の学校生活、自分の身近にいる友達に対して、偏見を持ったり、あるいは悪口を言ったりしていないだろうか、各家庭の中ではどうだろうか、そういうことを絶えず振り返る。そういう習慣化を特に今年度は、各学校にもお願いをしているところでございます。

志村委員からもしっかりと教育の重要性をと、お言葉をいただきました。今年度の本課の取組みで、資料2で先ほど説明をさせていただきましたが、2年ぶりに菊池恵楓園の方に、先生たちの学びの場ということを設けることができました。今年度、6月に県内の全ての学校、熊本市を除きますが、全部の校長先生方を集めた研修会におきましても私の方から、校長先生方に対して、「今年度、菊池恵楓園の資料館がリニューアルオープンします。是非、先生方の研修、子供たちの学習の場ということで、つなげていってください。」ということをお願いをしたところでございます。

恵楓園での現地研修の時には、紫藤委員からも御講話をいただきました。その時紫藤委員の御講話を聞いた参加者の先生方が、「是非、うちの学校でも先生たちに対してお話をしてください。」ということで、その成果も少しずつ広がっています。そういう例も出てきているところです。

今年度は、歴史資料館のリニューアルオープンに合わせまして、まずは県内の学校の先生方に、ハンセン病についていろいろ知ってもらおう。そして、そこから子供たちにどのように伝えていこうかと考えてもらい、何か機会があれば、菊池恵楓園、あるいは資料館に、実際子供たちを訪問させて、子供たちの色々な心の変化、気付き、そういったものを大切にしながら、実践行動のできる児童生徒の育成というところに、将来的にはしっかりつなげていきたいと考えているところでございます。

(内田委員長)

今のご説明に関わってですけれども、志村委員がおっしゃったように、学校現場が、偏見・差別を解消に向かうのではなくて、逆に、偏見・差別を助長する場になるというのは、過去のことでなくて、現在もその危険性というのはいえるのではないかと。それを端的に示しているのが、福岡県内の公立小学校事件です。人権教育にはある程度、熱心であった先生が、療養所を訪問されたという経験を基に、子供たちに授業をされた。にもかかわらず、このような結果になって、菊池恵楓園の入所者の方を傷つけた。その後、大きな問題になった。こういうことが起きるのは、決して、一部の学校の一部の特異な事件、出来事ではなくて、今の日本のどこでも起こりえるのではないかと。

福岡県教育委員会がこの事件をいろいろ検証していらっしゃるのですけれども。使った教材が適切であったか。その教材自身に、問題はなかったのか。その教材の使い方の問題はなかったのか。先生の話されていることが一方通行で、きちんと双方向になっていたか。先生が想定されたこととは違うような案内が子供たちにあったのではないかと。それをチェックするようなことがされていたのかどうか。こういうことは、きちんと検証しないとまた、どこかでそういうことが起こり得るのではないかと思います。

そういう意味では、双方向型で、生徒たち、子供たちとの間で、きちんと双方向で話し合っ、どのような考えが子供たちの中に起こったのか。予期せぬ反応が起こっていないかどうかということを中心に検証する。振り返ることが重要です。

先ほど県の教育委員会からご説明いただいた、授業や講演等から生徒たちに生じた好反応についてはお示しいただいて、それは非常に良いことだというふうを受けとめさせていただいたのですが、他方で、マイナスの反応もきちんと対応しなければならない。

例えば、ハンセン病問題を話したときに、「過去の話ですね。」という形で、過去形で受け止められてしまう。現在進行形の問題として受けとめられない。ハンセン病というのは、治る病気になったにも関わらず、誤って、強制隔離政策を続けたと話す、「治らない病気については隔離政策が良い」という反応に、子供たちが陥りかねない。それに対してもしっかりと話していくことが必要。

逆の結果を招かないためには、フォローアップ（検証）が、極めて重要で、その検証が不十分に終わると逆に、教育・啓発が、マイナスを生みかねないというのが、福岡県の公立小学校事件の教訓ではないだろうか。

熊本県では、熱心に取り組んでいただいていると思いますが、全国的に見た場合に、フォローアップが、十分になされているかどうかとなると、文科省の話では、「各都道府県、各学校の自主判断でやっていただいている。」という回答でした。こういった問題があるということを中心に認識しておく必要があるのではないかと感じています。

(遠藤委員)

それについて少し加えてよろしいですか。ハンセン病市民学会の今年6月の交流集会で、「ハンセン病問題から学び伝える」という分科会をもちました。副題が「学校におけるハンセン病家族の差別体験を受けとめ生かす」というテーマでした。これが全文掲載されるハンセン病市民学会年報が少し遅れているので再来年ぐらいにならないと出ないのですが、この分科会で、入所者の家族であった子供たちが学校現場で先生たちからどれぐらい酷い差別を受けたかということ原告の方たちが、自分の名前を出さずに、皆さんの前で話されました。病気になられた人たちだけではなくて、息子さん娘さん等が、教育を受ける機会をまともに手に入れてなかったということをお話されていて、僕は、別の分科会でコーディネーターを引き受けていた関係でこの分科会の場にいなかったのですが、子供が、他の子供たちから差別されているということを先生に話したら、「それは当然だろう。お前の両親がハンセン病になったのだから。」と先生から言われて突き放されたという経験の話だったのです。

この分科会の担当者の方たちと会場である長野県の先生方との下打ち合わせのZoom会議の場には同席させて頂いたのですが、長野県の先生たちがすごく前向きな活動をされていて、その先生たちから色々なお話を聞きました。たとえば、伊波敏男さんとの交流があって、ある先生は伊波さんを教室に招かれて、生徒と伊波さんが仲良く交流したそうです。ただ、ご自分にお子さんが生まれて、その子供を伊波さんのところに連れて行って、会ってもらいたい、抱いてもらいたいと思ったら、奥さんから「絶対それは許さない。」と言われて、夫婦の中でものすごい思いの違いが明らかになったそうです。その先生は、生徒たちに妻との間でこういう問題が起きていることを率直に話されました。生徒たちが逆に先生を一生懸命励ましたり、先生にアドバイスをしたりして、先生が逆に生徒に励まされて、最終的には奥さんとの問題を解決して、奥さんも伊波さんとの交流をむしろ積極的にされたという話があるのです。

これは、学校の先生がそうやって伊波さんという回復者の方との交流を単なる教育の場以上に心を込めてつき合って、それが、生徒と自分の家族まで含めた一体感みたいなものを作り上げて、初めて人権教育というのが成り立って、できているのだと思います。

長野県では学校での回復者の方たちとの交流が、決して珍しいものではなく広く行われているのです。もし可能であるならば、長野県の先生たちの教育実践は、熊本県の先生方にも有意義なこともあるのではないかと思いますので、長野県の先生方と交流をして頂くことも、お勧めしたいと思います。

(岡委員)

健康づくり推進課でございます。私どもも様々な啓発をしております。先ほど、内田委員長からもやはり検証という話があったのですが、啓発の内容も含めて、対象者の反応もどうしても、好意的な意見を採用しがちなのですが、マイナスの反応というお話もありました。これからも引き続き、意見をしっかりと吸い上げていこうと思っております。

私ども健康福祉部ですので、ハンセン病問題を入口にして、感染症全般の啓発の問題、人権の問題等、様々ありますので、本日の御意見をしっかりと踏まえて、庁内関係各課でも、今日の御意見の内容も共有して、さらに、偏見・差別に繋がらないようにしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

そういう場合に、このハンセン病問題啓発推進委員会があると思っておりますので、

引き続きこの委員会を通じて、様々な情報発信も含めやっていきたいと思っております。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(遠藤委員)

りんどうの方にご質問したいのですが、去年までと比べて、今年の医療福祉研修会、オンラインの参加者が、100名くらいと人数が増えていますよね。

14ページで、過去の参加状況で、オンラインは、27名、23名ですが、今年100名ですね。

(紫藤委員)

これは、参加定員です。実際に聞いてみないと分からないのですが、

(事務局(西))

例年どおり、今の申し込み状況は20名ちょっとぐらいです。

(遠藤委員)

御報告したいのですが、回復者の方、御家族の方に対する、支援の仕組みを大阪の次に熊本でできて、熊本の活動についても、私、随分あちらこちらで宣伝したものですから、ご存じかもしれませんが、先日、沖縄県で、ハンセン病問題解決推進協議会が、県知事の下に設置されました。これはニュースでも取り上げられました。レポートもされたのですが、これは、熊本県のりんどうのモデルを非常に参考にされて、熊本県でりんどうができたのだから、沖縄県でもやりたいという、強い要望が出されてようやくできる運びとなったと関係者の方から聞き及んでいます。これは、熊本県でやった活動が、影響を与えたうれしくなる話でした。

(中委員)

遠藤委員の沖縄県の話ですが、実は、大阪府に、1箇所だけ退所者及び家族の支援センターがあって、関西方面に住んでいる人たちは、相談するところがあって行きやすいということは、以前から私は知っております。熊本にもぜひ欲しいということをかねがね思っていて、そのためには、1回や2回のご相談、陳情したところではなかなかできるものではないということは、十分経験して分かっております。私たちは熊本市と県の健康づくり推進課の担当者と意見交換を延べ82回、弁護士、当事者、社会福祉士のりんどうができる前の方々と一緒に、意見交換を随分やりました。

熊本県は、支援センターはないけれども、実際に社会復帰して私、丸20年なるのですけれども、他の県に住んでいる退所者の皆さんの方々の話を聞くと、他県に比べて、熊本県は、大阪府に次いで2番目に、住みやすい県であるということを私、常々話しまして、報告書を提出した時、蒲島知事にもご挨拶で話させていただきました。

それはなぜかという、2点あります。まず、2001年のらい予防法国家賠償請求訴訟の裁判で、熊本地裁で裁判が行われて、原告勝訴の判決が出て、確定判決になった。それによって、マスコミのお話が、先ほどもありましたけれども、各テレビ、新聞、全

国紙も毎日のように、裁判の報道がされてきました。それによって、県民の皆さんが、ハンセン病に対する関心が、強くなってきていると感じています。それに加えて、先ほどの宿泊拒否事件です。裁判では、ハンセン病問題は解決したけれども、ハンセン病に対する偏見・差別という、社会的解決が、それはまだできていないということが、根強く残っているということを宿泊拒否事件によって証明された。それで報道各社がそれを毎日のように報道しました。そのことで、県民の皆さんがハンセン病問題にさらに関心を持たれた。ですから、ある程度のことを県民の皆さんが、ご理解いただいているから、生きやすい社会になってきているということを私は、知事にも申し上げました。

全国の退所者連絡協議会があります。今年も先月9月7日にありまして私もオンラインで、法律事務所から参加して話しました。沖縄県のその話を聞いて、「良かったね」ということを私は常々、沖縄県の退所者の会の皆さんにも、当事者が顔も名前も出して、自分たちが住んでいる自治体に、「私たちは療養所から出てきたけれども、こういう問題で苦労しております。こうして欲しい。」という生の声をずっとぶつけていかないとりんどろのような相談支援センターが、一朝一夕にしてできるのではないということを私はずっと話してきました。

当事者が、偏見・差別が怖いといって、世の中の片隅で暮らしているうちは、いくら行政の方々も、国も偏見・差別をなくすために努力されておりますけれども、なかなか解決しない問題だと私は思っています。最終的には、私たち当事者も家族も、もっと、自己啓発をする時期に来ているのではないかと。勇気の要ることです。ハンセン病だったこと、ハンセン病の父・母・兄弟を持った家族の方々も私はずっと聞いて知っています。私自身もあらゆる面で苦労してきました。しかし、勇気をもって、最初の一步、恥をかいたらいい。最初の一步、恥をかいたらあとは、差別する人がいてもいいじゃないか。分からない人は分からないのだから。だけでも、理解してくれる人が、半分以上いるような世の中になれば生きていける。

そのことは、新型コロナウイルスが、始まったところからも、ハンセン病の問題と全く変わらない。ハンセン病ではなくて、新型コロナウイルスに感染した人たちへの偏見・差別、その病気を治すために働いておられる医療従事者の方々にも差別が及びました。これはハンセン病問題と何も変わらない。

昨年東京パラリンピックがありました。世界からいろんな障がいを持ちながら出てきてあらゆる競技に参加される姿を見て、勇気をもらいました。私たちはハンセン病の当事者ではあるけれど、今までは、変形した手足をハンセン病の後遺症とは言えずに、暮らしてきたけれど、病気の後遺症は隠す必要はない。表に出て、見てもらった方が一番理解できる。手足が不自由でも、手足がなくても、スポーツができるのだと。そういう姿を私たち当事者も見てもらって、そして理解をもらえる。そういう世の中を私たち自身も、共生社会の一員として、先頭に立っていく必要があるのではないかと。私は思うようになりました。

私ごとで、長々と話すのは恐縮ですが、私は、盆栽の趣味があります。そして、囲碁です。今は囲碁が一番啓発になっています。私の住んでいるところには、老人福祉センターがあります。何も言わずに、地域の人たちと老人クラブに行き、囲碁を打つ。「私はハンセン病でした。」と何も言わなくてもよいのです。手足や顔を見れば分かるわけです。そして、囲碁を打っているとある人が、「中さん、この間新聞に出ていたね。テレビに出ていましたね。」と言われます。言われると、私を知らなかった他の人が、「何であ

の人は、テレビ・新聞に出ていたのか。」と聞く人がいます。すると「あんた、知らなかったとね。中さんは、恵楓園から社会復帰して、この近くで暮らしておられる方ですよ。」と言ってくれます。そうすると、他の人たちも私がどういう人間か分かってくれます。そして、一緒に囲碁を打ちます。湯呑みもいっぱいあります。誰が飲んだ湯呑なのか分かりません。片付けて一緒に湯呑みが、積んでありますから、それにお茶を入れて飲みます。

私は、ハンセン病について講演をして回っていますが、ハンセン病問題をお話するのも大事だけど、私たち当事者が、実際にこの社会で、ありのままに生きていくことこそが、何よりの啓発になっているのではないかと。最近、そういう思えるようになりました。恵楓園から出たときは、不安がいっぱいありましたけれども、20年にもなりますと生きていく術を自然と体で覚えるようになりました。私の報告みたいですが、お話をしました。

(遠藤委員)

沖縄県の協議会の会長は、琉球大学の森川先生ですが、一生懸命働きかけたのは、宮古島の亀浜玲子さんという方なのですが、この亀浜さんから、りんどうの皆さんとZoom会議で話をできないかということをお願いしております。もし亀浜さんから連絡がありましたらよろしくお願いします。

(事務局(西))

実は今日、沖縄県のある離島の方から、給与金の現況届けの問い合わせがございました。給与金の現況届の中に、りんどうのチラシを入れてもらっているの、沖縄県からの問い合わせがあります。ぜひ実現したいと思いますので、よろしくお願いします。

(内田委員長)

ありがとうございました。時間の関係がございまして、第1議題につきましては、特にご意見がなければ以上とさせていただきます。第2議題のその他について遠藤委員からご発言をお願いします。

【議題2】

(遠藤委員)

今度の旅館業法の改正で、熊本県として、当時潮谷知事のご意見では、旅館業法でさえ、熊本県が宿泊を何度お願いしても拒否された。今度、旅館業法の宿泊に関する規制緩和が行われるので、熊本県としても、これについて、同じようなことが起きないようにという危惧を示すような形での見解は出せないものか。ご相談したいのですが、いかがでしょうか。

(岡委員)

ありがとうございます。今回の旅館業法の改正趣旨として、熊本県は、前半の意見交換でもございました、ホテル宿泊事件が発生した当事県ということで、今回の改正によって、新たな差別事案が発生しないように、それはすごく危惧しているところでございます。

引き続き、大きく2点あります。まずは、県民に対する啓発については、引き続きしっかりやっていきたいということ。業界団体の所管は、庁内関係課がございまして、その関係課と連携をして、今回、特定感染症ということで、特定感染症に対する正しい理解を踏まえた法律の適正な運用、過去の宿泊拒否問題の差別事象を教訓として、病気や病気に罹患した人たちに対しても、偏見を持ったり、差別的な扱いをしたりしないように、更なる啓発をしっかりやっていくということをまずはやっていきたいと思っております。

本日、この啓発推進委員会の中で、過去の宿泊拒否事案も含めて議論があったことは、しっかり、上層部にもまずは報告をしたいと考えております。

(遠藤委員)

恵楓園の歴史資料館の研修において、熊本県水俣病のセンターに行かれたそうで、箕田先生の領域かと思うのですが、そこで、学芸員の原田さんから、熊本県では、水俣病に関しては、県内の小学校全体の3分の1にあたる児童について、バスレンタル費用の2分の1を県が補助して、「肥後っ子教室」をやられています。

それに近い形で、来年、すぐには無理かもしれませんが、ハンセン病についても、県としての水俣病教育制度のようなものを是非、検討してもらえないか。という要望を僕はお伝えすると原田学芸員にお約束しましたので、御検討いただけないかと思っております。

(柳田委員)

人権同和教育課でございまして。遠藤委員から話がありました県内の全小学校5年生、熊本市も含みますけれども、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」として、教育委員会の事業で行っているところでございまして。バスの借り上げ、バス代の措置、水俣市立資料館、熊本県の環境センター、水俣病語り部の方による講話等、水俣病に関する、いろいろな学びを子供たちは行っています。

遠藤委員がおっしゃられましたのは、県内の児童生徒が、菊池恵楓園や歴史資料館を訪問するような制度の発足をということでよろしいですか。

すぐに事業化については、難しいとは思いますが、まずは、私たちが各市町村教育委員会を回ったり、各学校の校長先生方に直接お話をしたり、いろいろな研修の機会等もございまして。

小学校では、例えば社会科見学で出かけたり、5年生では、水俣市に出かけたりします。本県の修学旅行は長崎県、鹿児島県に行ったりしています。

まず、歴史資料館、菊池恵楓園への訪問学習が、各学校によっていろいろ事情はあるかと思いますが、どのような場で設定できるかどうか検討してくださいということを各市町村教育委員会、県立学校の方には話をしていきたいと考えているところでございまして。

また、合志市立合志楓の森小学校、合志楓の森中学校さんでは素晴らしい取組みをされています。こういう素晴らしい取組みを私たちが間に入って、県下全域に伝えていく取組みも並行して行っていきたいと考えているところでございまして。

(内田委員長)

まだまだご意見が頂戴できればと思いますけれども、予定の時間が来ましたので、事務局にお返しをさせていただきます。活発な御意見をいただきました。ありがとうございました。

(事務局(西村))

内田委員長、議事進行ありがとうございました。

各委員の皆さま、長時間のご議論、大変お疲れ様でした。

次回の委員会は、来年2月頃を予定しております。詳しい日程は、後日調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で、第15回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了します。

本日はどうもありがとうございました。